

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）

※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 6 年 3 月 29 日 国自安第 179 号 国自旅第 429 号 国自整第 280 号	制 定 平成 14 年 1 月 30 日 国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号 最終改正 令和 5 年 11 月 8 日 国自安第 99 号 国自旅第 209 号 国自整第 150 号
第 21 条 過労防止等 (1) 勤務時間及び乗務時間（第 1 項） 事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号。以下「勤務時間等基準告示」という。） <u>及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和 4 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 3 号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとし、当該労使協定の締結を行っていない場合であっても、当該労使協定により延長することができる範囲を超えないものとする。</u>	第 21 条 過労防止等 (1) 勤務時間及び乗務時間（第 1 項） 事業者が運転者（個人事業主、同居の親族及び法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下「事業主等」という。）が運転する場合には、当該者を含む。）の勤務時間及び乗務時間を定めるときの具体的な基準は、「旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 13 年国土交通省告示第 1675 号。以下「勤務時間等基準告示」という。） <u>のほか、「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の特例について」（平成元年 3 月 1 日付け基発第 92 号）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」（平成元年 3 月 1 日付け基発第 93 号）とする。なお、事業主等が運転者として選任される場合の拘束時間は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）で定める労使協定の締結により延長することができる範囲を超えないものとする。</u>
(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第 2 項） ①（略） ② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で 2km の範囲内の場所をいう。ただし、 <u>法人タクシー事業</u> （一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。） <u>者</u> にあっては、この限りではない。	(2) 営業所等の休憩施設及び睡眠・仮眠施設（第 2 項） ①（略） ② 「その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所」とは、営業所及び自動車車庫のいずれからも直線で 2km の範囲内の場所をいう。ただし、 <u>法人タクシー事業</u> （一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの。以下同じ。） <u>者</u> において遠隔点呼が行われることとされている場合にあっては、この限りではない。

③・④ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が **15 時間** を超える場合

(ロ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

ロ. (略)

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. (略)

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあっては、以下に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1 人の運転者の 1 日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定を適用することとし、1 人の運転者が同じ 1 日の乗務の中で、2 つ以上の運行に乗務する場合には、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定に加え、1 日の乗務に係る規定も適用することとする。

(略)	(略)	(略)
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実

③・④ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. 勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合

(イ) 拘束時間が **16 時間** を超える場合

(ロ) 運転時間が 2 日を平均して 1 日 9 時間を超える場合

(ハ) 連続運転時間が 4 時間を超える場合

ロ. (略)

高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について

1. (略)

2. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準

高速乗合バス及び貸切バスにあっては、以下に定める実車距離、運転時間等の条件を超えて引き続き運行する場合には、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、1 人の運転者の 1 日の乗務が、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行のいずれか一運行のみの場合には、それぞれ夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定を適用することとし、1 人の運転者が同じ 1 日の乗務の中で、2 つ以上の運行に乗務する場合には、夜間ワンマン運行又は昼間ワンマン運行に係る規定に加え、1 日の乗務に係る規定も適用することとする。

(略)	(略)	(略)
(4) 乗務中の体調報告	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実	次のイ又はロの運行を行う場合にあっては、それぞれイ又はロに掲げる実

	車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ・ロ（略）	車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ・ロ（略）
(略)	(略)	(略)

	車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者又は補助者（この表において「運行管理者等」という。）に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 イ・ロ（略）	車距離において、運転者は所属する営業所の運行管理者等に電話等で連絡し、体調報告を行うとともに、当該運行管理者等はその結果を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。なお、当該記録については、書面又は電磁的方法による記録のいずれでも差し支えない。 イ・ロ（略）
(略)	(略)	(略)

- ② (略)
- (7) (略)

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

- ①・② (略)
- ③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、以下をいう。

- ② (略)
- (7) (略)

第24条 点呼等

(1) 業務前、業務途中及び業務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）

- ①・② (略)
- ③ 「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼の他、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況

・「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）」において規定する遠隔点呼及び業務後自動点呼

・輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、当該営業所の管理する点呼機器を用い、及び当該機器に備えられたカメラ、ディスプレイ等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法

・一人で事業を行っている場合は、アルコール検知器を使った酒気帯び有無の確認や車両の日常点検等、第24条各号で定める事項を自ら確認し、運行の可否を判断する方法

④（略）

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)～(ii)（略）

(iii) 遠隔点呼の実施に係る留意事項点呼告示第6条第2号においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での遠隔点呼の実施を防止する趣旨であることから、遠隔点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、アルコール検知器使用時に運転者等の全身やその周囲を随時、明瞭に確認できれば、クラウド型ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(iv) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ（略）

(v) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定

を随時確認でき、かつ、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる方法をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

④（略）

⑤ ③の方法による点呼を実施する場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

(i)～(ii)（略）

（新設）

(iii) 遠隔点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ（略）

(iv) 業務後自動点呼の実施に係る留意事項

業務後自動点呼を実施しようとする事業者には、「業務後自動点呼機器認定

要領（令和5年3月31日付 国土交通省第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

点呼告示第10条においてビデオカメラその他の撮影機器による確認を求めているのは、なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外での業務後自動点呼の実施を防止する趣旨であることから、業務後自動点呼実施場所の天井に監視カメラを備える等の対応ができない場合は、運行管理者等が、業務後自動点呼機器操作時の様子及びアルコール検知器使用時の運転者等の全身やその周囲を業務後自動点呼実施中又は終了後に明瞭に確認できれば、ドライブレコーダー、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、スマートフォン等を使用しても差し支えない。

(vi) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ（略）

(2)（略）

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第5項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては3年間）義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼告示に規定される点呼を行った際には、当該告示に基づき、次の④の事項についても記録しておくこと。なお、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ（スマートフォンやデジタルカメラ含む）で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から1週間以内に保存すること。

①～③（略）

要領（令和5年3月31日付 国土交通省第160号）」に基づき、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用するよう指導すること。

(v) 業務後自動点呼を実施する場合等における運輸支局長等への届出関係
ア～ウ（略）

(2)（略）

(3) 業務前、業務後及び業務途中の点呼等の記録等（第5項）

点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては3年間）義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の①～③の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録、保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成10年3月31日付け自環第72号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、書面ではなく電磁的方法による記録の保存をしなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業者による電磁的記録の保存には、点呼記録をシステムに入力して即座に自動的に保存されるもののみならず、パソコンの表計算ソフト等で入力したものを改ざんが容易でない方法で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ（スマートフォンやデジタルカメラ含む）で読み取った形式で保存することを含む。いずれの記録においても、改ざんが容易でない形で保存する作業は、点呼を実施した日から1週間以内に保存すること。

①～③（略）

④ 点呼告示に基づく点呼等の記録等につき、運転者等が点呼を受ける場所としてあらかじめ定めた場所として、以下のとおり記録するよう指導すること。

(例) ○○県××市 △△ (実施場所概要：車内、宿泊施設名等)

第 26 条 運行記録計による記録

(1)～(4) (略)

(5) 運行記録計(国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。)による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる)。

(6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合にあつては、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

第 26 条の 2 事故の記録

(1) 記録の作成時期は、当該事故発生後 30 日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後 3 年間とすること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。

(2)・(3) (略)

第 36 条 運転者の選任等

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 項の趣旨は、法人タクシー事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇い入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービス関係の事項について、雇入れ後の指導を行った後でなければ、運転者として選任し及び乗務させ

(新設)

第 26 条 運行記録計による記録

(1)～(4) (略)

(5) 運行記録計(国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計又はこれと同等の性能を有すると認められるデジタル式運行記録計によるものに限る。)による記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、電磁的方法による記録・保存のみが認められる)。

(6) 「構造上の理由により電磁的方法による記録が困難な場合」については、例えばボンネットバス等年式が極めて古い車両等が挙げられる。装着が困難である場合にあつては、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領し、その回答について車両を保有しなくなるまで保存すること。

第 26 条の 2 事故の記録

(1) 記録の作成時期は、当該事故発生後 30 日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後 3 年間とすること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。

(2)・(3) (略)

第 36 条 運転者の選任等

(1)～(3) (略)

(4) 第 2 項の趣旨は、法人タクシー事業において、運行の安全と旅客サービスを確保するため、従業員に対する指導教育の徹底を期することとしたもので、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運行の安全の確保と旅客サービスの改善に資するため、新たに雇い入れた者に対しては、保安関係及び旅客サービス関係の事項について、雇入れ後少なくとも 10 日間の指導を行った後でなければ、運転者として選

てはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

① 本項による雇入れ後の指導等は、原則として「新たに雇い入れた者」のすべてに義務付けられるもので、

- イ. はじめてハイヤータクシー運転者になろうとする者
- ロ. 他の地域でハイヤータクシー運転者であったもので転就職してきた者
- ハ. 従前その事業者^イに雇い入れられていた後に再就職した者

ニ. 同一営業区域内の他事業者（系列事業者であっても法人格が異なれば他事業者となる。）に雇われていて転就職してきた者

等現に雇用している運転者以外の者を雇い入れる場合のすべてが対象となるものである。ただし、ハ. 又はニ. のうち、選任しようとする営業区域内において、雇入れ前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であった場合には適用されない。

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第5項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であって、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき法人タクシー事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

③（略）

（削る）

④ 指導内容については、次の項目を実施する。

タクシー運転者として選任する前の指導

<u>指導区分</u>	指導の内容
<u>1. 旅客及び公衆に対する応接</u>	○ 道路運送法関係法令に関する基本的な知識の習得 ○ タクシー事業の旅客接遇に関する基本的な心得の習得

任し及び乗務させてはならないこととしたものである。

(5) 第2項の施行に関し留意すべき点は、次のとおりである。

① 本項による雇入れ後 10 日間の指導等は、原則として「新たに雇い入れた者」のすべてに義務付けられるもので、

- イ. はじめてハイヤータクシー運転者になろうとする者
- ロ. 他の地域でハイヤータクシー運転者であったもので転就職してきた者
- ハ. 従前その事業者^イに雇い入れられていた後に再就職した者

ニ. 同一営業区域内の他事業者（系列事業者であっても法人格が異なれば他事業者となる。）に雇われていて転就職してきた者

等現に雇用している運転者以外の者を雇い入れる場合のすべてが対象となるものである。ただし、ハ. 又はニ. のうち、選任しようとする営業区域内において、雇入れ前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であった場合には適用されない。

② 本項による指導等は、第38条第1項、第2項及び第4項（保安関係）並びに第39条（旅客サービス関係）の各事項について行われることが必要であって、旅客サービス関係の具体的内容は、第40条第1項に基づき法人タクシー事業者が定める指導要領によることとなるが、本項による指導は、保安関係と旅客サービス関係の双方について行われる必要があり、いずれか一方の指導のみでは本項の指導を行ったことにはならない。

③（略）

④ 10 日間の指導期間は、法令上要求する最小限度の期間であり、雇入れ前の経歴によっては、これ以上の期間の指導が必要である。

⑤ 10 日間の指導内容については、次のモデル例に沿うものが望ましい。

タクシー運転者として選任する前の10 日間の指導（モデル例）

<u>指導区分ごとの日数</u>	指導の内容
<u>1. 旅客及び公衆に対する応接</u> <u>[2 日]</u>	○ 道路運送法関係法令に関する基本的な知識の習得 ○ タクシー事業の旅客接遇に関する基本的な心得の習得

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域、適正な運賃・料金の收受、運賃メーター等に関する知識及び旅客に対する説明能力の習得 ○ バリアフリー対応の旅客接遇の習得
<u>2. 地理</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域内の主要施設の名称・位置、幹線道路の名称・区間等の基本的な地理知識の習得 ○ 旅客を運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得 ○ 右折禁止箇所、駐停車禁止箇所、一方通行道路等の主な交通規制の習得 ○ 主要なターミナル、集客施設における入構及び待機の方法の習得
<u>3. 保安関係</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年 12 月 3 日国土交通省告示第 1676 号）に示す教育内容の習得 ○ 国土交通大臣が指定した運転者として新たに雇い入れた者を対象とする適性診断の受診 <u>○</u> 非常信号用具を備えている場合は、その器具の取扱い
(削る)	(削る)

※上記に加え、指導員の添乗等による運転の実技指導に関しても可能な限り実施することが望ましい。

(6) (略)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域、適正な運賃・料金の收受、運賃メーター等に関する知識及び旅客に対する説明能力の習得 ○ バリアフリー対応の旅客接遇の習得
<u>2. 地理</u> <u>[2～3 日]</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業区域内の主要施設の名称・位置、幹線道路の名称・区間等の基本的な地理知識の習得 ○ 旅客を運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得 ○ 右折禁止箇所、駐停車禁止箇所、一方通行道路等の主な交通規制の習得 ○ 主要なターミナル、集客施設における入構及び待機の方法の習得
<u>3. 保安関係</u> <u>[3 日]</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年 12 月 3 日国土交通省告示第 1676 号）に示す教育内容の習得 ○ 国土交通大臣が指定した運転者として新たに雇い入れた者を対象とする適性診断の受診 <u>○</u> 路上故障発生時における危険回避及び応急の対応の習得
<u>4. 同乗指導</u> <u>[2～3 日]</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>○</u> 指導員同乗による実務の習得 (1. ～3. に関する総合的かつ実務的な指導)

(6) (略)

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け国自安第 179 号、国自旅第 429 号、国自整第 280 号）

（新設）

改正後の通達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。